

間税会ニュース

平成28年1月15日
No. 45

福岡国税局
間税会連合会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：市丸専務理事

宗像大社・^{へつぐう}辺津宮（福岡県宗像市）

海上交通の守り神として知られる宗像大社は、沖津宮・中津宮とこの辺津宮からなる全国に約 6200 社もある宗像三女神を祭神とするお宮の総本宮で、福津市の新原・奴山古墳群とともに平成 29 年のユネスコ世界文化遺産登録を目指している。

.....

(主要目次)

- | | |
|----------------------------|--|
| ● 中野会長 年頭のご挨拶..... 2 | ● 税務署の閉庁日対応について..... 7 |
| ● 福岡国税局長 年頭のご挨拶..... 3 | ● 消費税の納税は期限内に..... 8~9 |
| ● ブロック間税会連絡協議会..... 4 | ● 法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方 へのお知らせ..... 10~11 |
| ● 局連青年部創立20周年記念式典と祝賀会... 4 | ● 「〇〇間税会」表示のお願い..... 12 |
| ● 「税を考える週間」行事..... 5~6 | |



福岡国税局間税会連合会
会長 中野 文治

年頭のご挨拶

平成28年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたものと
拝察しお慶び申し上げます。平素より当連合会の運営に対しまして
深いご理解とご協力を賜り感謝いたしております。

私こと、昨年6月の第42回通常総会におきまして、中川原前会長
より会長職を引き継ぎ早いもので半年を経過いたしました。その間
会員の皆様には温かく迎えていただき、改めて厚くお礼申し上げます。

また、国税ご当局の皆様方には当連合会の活動に深いご理解とご
支援を賜わり誠に有難うございました。当連合会の会長を仰せつかることになり、その忙しさに
改めて驚いており、大変身の引き締まる思いでございますが、この大役を果たして参りたい
と存じますので今後ともお力添えのほど何卒お願いいたします。

さて、消費税率の10パーセントへの再引き上げは平成29年4月1日とし、軽減税率は平成
29年度からの導入を目指すことになってはいますが、昨年12月10日を日途としていた「平成
28年度税制改正大綱」も、政府与党からもさまざまな意見が出ており、政治判断がどうなる
のか予断を許さない状況にあります。

特に最大の課題は消費税の複数税率ですが、目まぐるしい展開のなかでの現在の流れはその
複数税率の採用となっています。

全間連は従来から、課税制度は公平、中立、簡素であるべきとの考えや過去の個別消費税の
問題点などから、終始一貫おれずに「単一税率の維持」を要望してきましたが、昨年12月12
日時点では現在の8パーセントに据え置く軽減税率の対象としては、酒類と外食を除く食品全
般とする方向性が出されました。

今後とも紆余曲折が想定されますが、いずれにしましても消費税の改正が決定され、計画ど
おり実施される場合、消費税を理解し消費税を啓蒙する団体である当連合会といたしましては、
国税ご当局の指導を受けながら、研修会や研究会の実施による正しい税知識の普及、啓蒙活動
などを推進してまいりたいと存じます。加えて消費税完納運動の更なる推進やe-Tax(イータッ
クス)の利用推進、いわゆるマイナンバー制度の周知活動等にも取り組み、これらの活動を通
じて会員増強を図り、各間税会の組織を拡充強化したいものと考えています。

重要な制度改正を控えた大きな変革期の厳しい状況下ではありますが、考えられる限りの施
策を講じるなどして、「行動する魅力ある間税会」という目標の実現が叶いますよう心を新た
にして間税会の成長、発展につなげたいものです。

どうか皆様には、こうした間税会の活動に対し倍旧のご理解ご支援を賜わ
りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、各間税会の益々のご発展と会員皆様のご多幸とご繁栄を心から祈
念し、また、国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、年頭
のご挨拶とさせていただきます。





福岡国税局長
垣水 純一

年頭のご挨拶

平成28年の年頭に当たり福岡国税局間税会連合会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、平素から消費税をはじめ、税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

間税会におかれましては、間接税に関する唯一の民間団体として、消費税に関する正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための様々な活動に積極的に取り組んでおられます。

ここに、中野会長をはじめ役員の皆様方並びに会員の皆様方の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表します。

これまでも、消費税創設や消費税率引上げなど、大きな制度改革の際には、会員の方々には積極的な制度の広報・周知活動を展開いただきました。そうした皆様方の御協力もあり、消費税率8%への引上げは、転嫁対策も含め、大きな問題もなく実施することができたと考えております。

また、今回の消費税率引上げを契機に、「消費税の会」としての役割が益々高まっていくとの御認識のもと、「消費税完納運動の推進」や「消費税の啓発活動の充実」といった活動をより一層積極的に推進され、これらを通じて「会員増強による組織拡大」に取り組んでおられることと承知しております。

これらの取組は、税務当局としましても大変重要であると認識しておりまして、皆様方からの様々な御支援に心から感謝申し上げます。

これからも、皆様方に御支援をいただきながら、こうした取組に対しまして緊密に協力・連携して、適正な課税の確保や消費税の滞納の未然防止に努め、制度の信頼を確保するとともに、税務行政に寄せられている国民の皆様方の信頼に応えていく所存であります。

社会保障と税の一体改革が進められ、消費税に関する国民の関心が一層高まる中、税務行政の良き理解者としての間税会の皆様の存在は、益々重要なものになると考えております。

今後とも、税務行政の円滑な運営に、一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、まもなく平成27年分の所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。会員の皆様方におかれましては、ICTを活用した申告及び期限内納付について、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、福岡国税局間税会連合会及び各間税会の更なる御発展と会員の皆様方の御繁栄と御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



ブロック間税会連絡協議会開催

主 催：各ブロック



平成 27 年度のブロック間税会連絡協議会は例年通り各ブロック毎に開催されました。

議題は全間連の最重点施策、[1]会員増強による組織拡大等[2]消費税完納運動の更なる推進[3]消費税の啓発活動等の拡充のほか、財政基盤の強化や会の活性化など多岐にわたり、活発な意見交換を行い 31 単位会総力をあげて会員拡大と会活動の活性化等に取り組むことを確認した。

佐賀ブロック



長崎ブロック

| ブロック名 | 開催日 | 会 場 | 単位 会数 | 担当間税会 |
|-------|-----------|------------|----------|-------|
| 筑 豊 | 9/30 (水) | 飯塚税務署 | 3 | 飯 塚 |
| 筑 後 | 10/5 (月) | 大牟田税務署 | 5 | 大牟田 |
| 佐 賀 | 10/13 (火) | 伊万里商工会館 | 5 | 伊万里 |
| 福 岡 | 10/15 (木) | 三四郎 | 7 | 西福岡 |
| 長 崎 | 10/20 (火) | サンプリエール平安閣 | 6 | 長 崎 |
| 北九州 | 11/18 (水) | 京都ホテル | 5 | 行 橋 |

福岡国税局間税会連合会青年部創立 20 周年記念式典と祝賀会

主 催：青年部

日 時：平成 27 年 10 月 7 日 (水)

場 所：ホテルオークラ福岡



福岡国税局間税会連合会青年部創立 20 周年式典・祝賀会が 10 月 7 日福岡市のホテルオークラ福岡で盛大に行われた。

当日は来賓として、福岡国税局の森課税第二部長、新井消費税課長、高橋総括主査坂田総務係長などの御臨席を賜りました。

記念式典では局連青年部の設立に多大な貢献をされた初代青年部長 坂本文比古氏に対し眞武青年部長から感謝状と記念品が贈呈された。

記念式典後「税と社会保障の一体改革について」と題し、平嶋純一福岡財務支局理財部次長の記念講演が行われました。

その後の祝賀会は「草原の貴公子」マイラス氏による馬頭琴の演奏など盛り沢山の催物もあり、青年部の皆様の柔軟な発想と行動力が随所に発揮された素晴らしい大会で盛会の内に終了した。

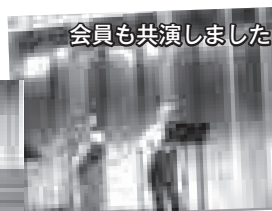


坂本文比古氏へ感謝状の贈呈

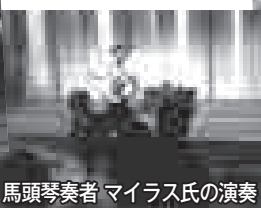
祝賀会風景



会員も共演しました



馬頭琴奏者 マイラス氏の演奏



役員自己紹介 元気です!



平成 27 年度「税を考える週間」行事実施状況

「税を考える週間」においては、国民各層に国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報公聴施策を、官民挙げて集中的に実施しようとするものである。

この趣旨を踏まえ、平成 27 年度も講演会、研修会、街頭広報など間税会が単独で、又は中心となって多彩な行事が実施されましたので、その一部を紹介します。

| 実施事項 | 主催者等 | 月 日 | 場 所 | 対 象 | 内 容 |
|-------------------|----------------|----------|-------------------|--------------|---|
| 研修会・見学会 | ◎ 福岡間税会 | 11.13 | アサヒビール | 会 員 | 税務研修会・工場見学 |
| 研修会 | ○ 諫早間税会 | 12.14 | ホテルグランドパレス 諫早 | 会 員 法人会 | マイナンバー研修 |
| 研修会 | ◎ 諫早間税会 | 12.14 | 諫早税務署 | 会 員 | 税務研修 |
| 街頭広報 | ○ 長崎間税会 | 11.12 | 浜町アーケード | 一 般 | 税資料・クリアファイル・ ゴミ袋等セット配布 |
| 講演会 | △ 法人会 長崎間税会 | 11.11 | ホテルニュー長崎 | 会 員 一 般 | 講師 田崎真也 「ソムリエの仕事とワイン の楽しみ」 |
| 講演会 | ◎ 久留米間税会 | 11.1 | 石橋文化会館 | 会 員 一 般 | 間税会の説明 |
| チャリティー 落語会 | ◎ 久留米間税会 | 11.1 | 石橋文化会館 | 会 員 一 般 | 立川生志独演会・間税会の しおり・クリアファイル・ 税資料配布・募金箱設置 |
| 研修会 | ○ 甘木朝倉間税会 | 11.23 | 六峰館 | 会 員 | マイナンバーについて |
| 研修会 | ◎ 八女間税会 | 11.18 | 筑後市 | 会 員 | 講師 八女税務署長 |
| 研修会 | ◎ 大川間税会 | 11.26 | 大川税務署 | 会 員 | 税務署長講話 |
| 書写コンクール 入選作品展示 | ◎ 大牟田間税会 | 11.11～17 | 大牟田市・柳川市・ みやま市 | 一 般 | 書道作品の展示 |
| まるごとみやま 収穫祭 | △ 大牟田間税会 | 11.14 | みやま市 | 一 般 | 税金クイズ |
| よかもんまつり | △ 大牟田間税会 | 11.21 | 柳川市 | 一 般 | 税金クイズ |
| 講演会 | ○ 小倉間税会 | 11.6 | 毎日会館 | 女性部 | 「終活と相続」 |
| 女性スクール | ○ 小倉間税会 | 11.16 | 小倉税務署 | 女性部 | 「税のよもやま話」 「交響曲の楽しみ」 |
| 街頭広報 | ○ 門司間税会 | 11.11 | 門司港・大里・新門司 | 一 般 | 税の資料配布 |
| 説明会 | ◎ 佐世保間税会 | 10.29 | 交通会館 | 会 員 一 般 | マイナンバー制度周知 |
| 地酒の集い | ◎ 佐世保間税会 | 12.8 | 佐世保玉屋 | 一 般 | 税金クイズ・日本酒好き酒 |
| 街頭広報 | ◎ 博多間税会 | 11.24 | JR 博多駅 博多口広場 | 一 般 | 電子広告チラシ・しゃぼん 玉・クリアファイルのセット 配布 |
| 税の標語表彰 | ◎ 田川間税会 | 11.25 | 中学校 4 校 | 生 徒 | 賞状の授与と副賞の進呈 参加賞の進呈 |
| 租税教室 | △ 佐賀間税会 | 10.15 | 佐賀大学 | 学 生 | クリアファイル配布 |
| 税金展 | △ 佐賀間税会 | 11.7～17 | ゆめタウン佐賀店 | 一 般 | クリアファイル配布 |
| 街頭広報 | ◎ 平戸間税会 | 10.24 | 城下秋祭り会場 | 一 般 | 税務署作成のチラシ配布 |
| 研修会 | ○ 平戸間税会 | 12.15 | 平戸商工会議所 | 会 員 会議所会員 | マイナンバー制度・税社会 保障情報研修 |
| 税金クイズ | ○ 壱岐間税会 | 11.7～8 | 芦辺町国分 | 一 般 | JA フェスタ会場で税金ク イズを実施 |
| 研修会 | ◎ 若松間税会 | 10.25 | のこの島 | 会 員 | 税金クイズ |
| 租税教室 | ○ 若松間税会 | 11.16 | ひびき信用金庫 | 一 般 | 署長講話・税金クイズ |
| 税金展 | △ 唐津間税会 | 11.9～13 | 唐津市役所ロビー | 一 般 | 税の作文・税の川柳・税の 標語入賞作品展示 |

(注) ◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

| 実施事項 | 主催者等 | 月日 | 場所 | 対象 | 内容 |
|--------------|---------|-------|---------------------|------------------|--|
| 講演会 | ○ 唐津間税会 | 11.17 | 唐津シーサイドホテル | 会 員 一 般 | 記念講演 講師 石平氏 |
| 講演会 | ○ 島原間税会 | 11.12 | ホテルシーサイド島原 | 会 員 一 般 | 落語で学ぶ相続・遺言・後見 |
| 研修会 税金展 | ◎ 行橋間税会 | 11.21 | 京都ホテル | 会 員 一 般 | マイナンバー研修 パネル展示 |
| 懇談会 | ◎ 行橋間税会 | 11.21 | 京都ホテル | 会 員 | 「ワインとジャズを楽しみ ながら税を考えるIX」を開催 |
| タックス・ フェア | ○ 鳥栖間税会 | 11.14 | フレスポ鳥栖 2 皆フリーコート | 一 般 | 税金相談・税金クイズ クリアファイル配布 消費税ポスター・マイナン バーパネル展示 |
| 税の標語表彰 | ◎ 飯塚間税会 | 11.18 | 中学校 1 校 | 生 徒 | 会長賞・税務署長賞 全間連会長賞 授与式 |
| | | 11.20 | 中学校 2 校 | | |

(注) ◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加

▼「税を考える週間」行事紹介

上質な非日常的な時間をあなたに…



11月21日 行橋間税会は、税理士会、法人会、青色申告会、商工会議所等の協賛を得て、この度で9回目となる税を考える週間事業「ワインとジャズを楽しみながら税を考える IX」を京都ホテルにて開催しました。

税のお話し、ワインのお話し、フルート奏者 中西久美さんを中心とした ilios (イリオス) のジャズライブ、ボージョー・ヌーヴォーをはじめとする各種ワインを楽しみ、最後は福引抽選会と盛り沢山の内容に、幅広い年齢層の約 200 名の参加者は大満足でした。

博多駅前での街頭広報

11月24日博多間税会は「税を考える週間」行事として、今年も JR 博多駅博多口広場にて街頭広報を行いました。

配布物は、電子申告チラシ、「世界の消費税」クリアファイルにしゃぼん玉をセットし、2,000 セットを一般配布しました。

幸い天候にも恵まれ、署の幹部の方々にも参加していただき、合わせて多数の役員の頑張り九州の玄関口での配布で通行人も多く、買物客、通勤通学者、親子連れ、観光客など幅広い層に配布することができ、消費税と間税会の PR 効果大でした。

また配布が予定より早く終了したこともあり、その後の意見交換会も盛り上がりました。



平成 27 年分の確定申告期における 税務署の閉庁日対応について

1 閉庁日対応を行う日

平成 28 年 2 月 21 日(日)及び 2 月 28 日(日)とします。

なお、両日ともに、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとなります。

2 閉庁日対応を行う税務署

| 署 名 | 申告会場 |
|----------------|---|
| 門司・若松 小倉・八幡 | AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル 3 階 (北九州市小倉北区浅野 3-8-1) |
| 博多・福岡 | 西鉄ホール（ソラリアステージビル 6 階） (福岡市中央区天神 2-11-3) |
| 香 椎 | 香椎税務署 (福岡市東区千早 6-2-1) |
| 西 福 岡 | 福岡タワーホール (福岡市早良区百道浜 2-3-26) |
| 佐 賀 | 佐賀税務署 (佐賀市駅前中央 3-3-20) |
| 長 崎 | NBC 別館 (長崎市上町 1-35) |

※門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は税務署庁舎外の会場となっております（税務署庁舎での申告相談は行っておりません）。

3 対応業務

対応業務は、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談となっております。

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税は、平成26年4月1日から8.0%です⁽¹⁾

(注) 1. 8.0%の税率は、税率適用が適用されるもの(注)2)を除き、平成26年4月1日以後に行われる売上の取扱いについて適用されます。
 2. 税率適用が適用されるものについては、国税庁ホームページ <http://www.eta.go.jp> をご覧ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、課税課税制度適用事業者の方に、簡便別に積立目安月額を表示したものです。
 例：例えば、1年度課税売上高が1,000万円の場合、1年度の積立額が約17,100円（各月売上高・売上に対する納税額の平均率1.7%）となります。

| 区分 | 売上高 (百万円未満) | 売上高 (百万円未満) | 簡便別1号、簡便別2号、簡便別3号 (百万円未満) | 簡便別4号以上 (百万円未満) | 簡便別5号以上 (百万円未満) | 1年度積立 額(百万円) |
|---------------|----------------|----------------|------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| みなし税率 | 9% | 8% | 7% | 6% | 5% | 4% |
| 売上に対する納税額の平均率 | 0.9% | 1.6% | 2.4% | 3.2% | 4.0% | 4.8% |
| 年度課税売上高 | 1,000 | 1,500 | 2,000 | 2,500 | 3,000 | 3,600 |
| 積立目安月額 | 144 | 216 | 288 | 360 | 432 | 504 |
| 積立目安月額 | 84 | 126 | 168 | 210 | 252 | 300 |
| 積立目安月額 | 18 | 27 | 36 | 45 | 54 | 63 |
| 積立目安月額 | 16 | 24 | 32 | 40 | 48 | 56 |
| 積立目安月額 | 14 | 21 | 28 | 35 | 42 | 50 |
| 積立目安月額 | 12 | 18 | 24 | 30 | 36 | 42 |
| 積立目安月額 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 36 |
| 積立目安月額 | 8 | 12 | 16 | 20 | 24 | 28 |
| 積立目安月額 | 6 | 9 | 12 | 15 | 18 | 21 |
| 積立目安月額 | 4 | 6 | 8 | 10 | 12 | 14 |
| 積立目安月額 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 積立目安月額 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 積立目安月額 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

(注) 1. 上記積立目安額の数値については、簡便なものとするため、税率適用が適用されるものは考慮していません。
 (注) 2. 上記みなし税率は、税率適用が適用されるもの(注)2)を除き、平成26年4月1日以後に課税される課税売上の適用となります。
 3. 税率適用が適用されるものについては、国税庁ホームページ <http://www.eta.go.jp> をご覧ください。
 (注) 3. 課税事業者の方の申告書作成及び課税計算が煩雑となる場合となるような場合であっても、課税事業者は必ず消費税を納税していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③納税又は納付日手指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ <http://www.e-tax.go.jp> をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な簡易納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や中央消費税及び復興特別消費税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる簡易納税がご利用になります。

簡易納税を利用される方は、税務署に書付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注)に必要事項を記入・捺印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ <http://www.eta.go.jp> からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に来たる6月中間申告対象期間(1)から、自主的に中間申告・納付を行うことができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、税計算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には、平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成28年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

| 【改正前】 | | ➡ | 【改正後】 | |
|----------------|----------|--------|-----------------|--------|
| 直前の課税期間の確定消費税額 | 中間申告回数 | | 直前の課税期間の確定消費税額 | 中間申告回数 |
| 4,800万円超 | 年11回 | | 4,800万円超 | 年11回 |
| 400万円超 | 年3回 | | 400万円超 | 年3回 |
| 48万円超 | 年1回 | | 48万円超 | 年1回 |
| 48万円以下 | 中間申告義務なし | 48万円以下 | 任意の中間申告(年1回)が可能 | |

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課せられる場合があります。

○ 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っていますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面談に入る個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を受ける方は、あらかじめ電話により面談日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですのでご注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類

（給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。）

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 10 月施行予定

※ 個人情報保護法第 25 条に基づき、本人が自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの調書の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して提供することが可能です。

※ 電子申告・納付等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

改正についてのQ&A

問1 なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととしたのですか。

答1 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報への漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。



問2 改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか。

答2 従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と同じ取り扱いをすればよいことを御説明ください。

問3 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか。

答3 今回の改正は、支払を受ける方が交付を受ける源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。

なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

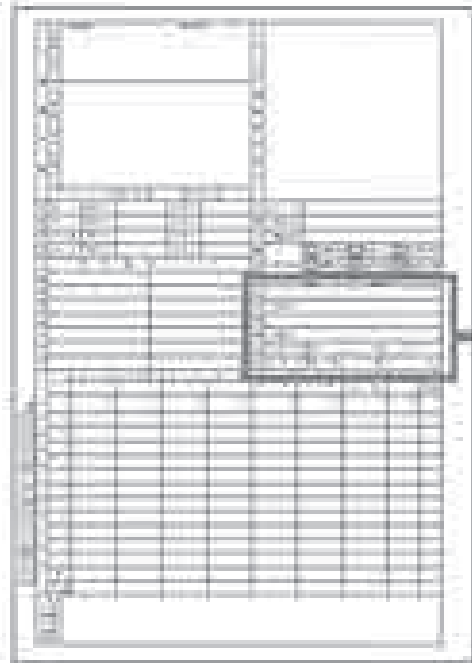


間税会会員の皆様方へ記載方法のお知らせ

「法人事業概況説明書」や「所得税青色申告決算書」等に「〇〇間税会」の表示をお願いします。



(A)



(B)

| | | |
|--------|---------------|---|
| フリガナ氏名 | | 印 |
| 電話番号 | (自宅) (事業所) | |
| 加入団体名 | 〇〇間税会 | |

| | | | |
|------------|-------|-----|-----|
| 法人事業概況説明書 | 〇〇間税会 | | |
| 所得税青色申告決算書 | | | |
| （注釈） | | | |
| 代表取締役 | 〒 | 番 | 号 |
| 定休日 | （例） | （例） | （例） |

